## 子ども・若者総合支援策の具体化について

(案)

平成 20 年 9 月 18 日 土居 征夫

- 1. 家庭における育児や教育環境の悪化、子どもを巡るいじめ、不登校、 虐待等々の諸問題、青少年非行、犯罪の増加、さらには若者を巡る 引きこもり、ニート、フリーター等の諸問題、若者の就労困難、若 年ホームレスやワーキングプアーの問題等々、子ども、若者を巡る 諸問題については年々深刻化し、わが国社会の将来の発展を制約し かねない大きな課題となっている。
- 2. 一方、国の行政機関は、教育は文部科学省・教育委員会、保育、児童支援は厚生労働省、就労支援は厚生労働省や経済産業省、青少年犯罪の予防や防止は警察や法務省などが担当して各種の支援策を講じているが、地方の現場では、自治体も含めて施策に関わる関係機関(各省の出先機関)が多岐にわたっており、一人一人の子ども・若者に対して、連携して継続的な支援が十分にできているとは言い難い状況にある。(4 P別紙参照)
- 3. 最近における問題の広範な拡大と深刻化を考えると、困難を抱える 子ども・若者の支援は、今後のわが国の発展を支える次世代人材育 成のため緊急に解決を要する重大な課題と考えられ、国及び地方自

治体は、それぞれの責任と権限において、一元的かつ連携のとれた 総合対策に直ちに着手する必要がある。

- 4. 具体的には、法的措置(仮称「子ども。若者総合支援対策法」の制定)を含めて、以下の内容の具体的な施策を講ずる必要がある。
  - (ア) 困難を抱える子ども・若者 (関連する家庭を含む) の支援 を、地方及び国の行政の責任と位置づける
  - (イ) 地方においは、地方自治体に責任者と一元的窓口を設置し、 そこを核として、国の出先機関、NPOなどの連携拠点をつくる。
    - ① 地方自治体は、困難を抱える子ども・若者に対する総合的支援を担当する幹部責任者(副首長クラス等)を置くとともに、 当該者の管轄の下に、一元的な相談・支援窓口(「子ども若者総合支援センター」(仮称))を設置しなければならない。
      - (注)センターは、原則は市町村毎に、必要に応じて市町村共同で、又は 県単位で置かれることとし、若者サポートステーション事業をこの施策が 引継いで、国、地方の一元的窓口に活用することも一案。
    - ② この自治体の相談・支援窓口(センター)は、国の各省庁の管轄機関や民間機関である児童相談所、児童自立支援施設、学校・教育委員会、少年院、少年鑑別所、ハローワーク、若者自立塾、ジョブカフェ、少年補導センター、NPOなどと連携し(これら機関には、必要に応じ同センターへの協力義

務が課せられる)、地域における子ども・若者支援を統括する。

- ③ 各省庁の管轄出先機関等は、同センターの求めに応じ、困難 を抱える子ども・若者に関する個人情報等必要な情報を提供 しなければならない。
- ④ 同センターは、自治体や各省庁の出先機関に、必要な協力要請、措置要求を行うことが出来ることとする。
- ⑤ 同センターには、子ども・若者の支援のための専門家(アドバイザー)を置き、個々の支援対象に対して、長期的・継続的な支援を行う体制を整える。
  - (注)ユースアドバイザー、キャリアアドバイザー、スクールアドバイザー等々の各省の施策によるアドバイザーやカウンセラーの一元的活用
- ⑥ 同センターは、NPOや産業団体、個別企業とも連携し、地域における社会総がかりでの支援体制を構築する。
- (ウ) 国においても、内閣官房又は内閣府に、一元的な省庁横断組織(「子ども若もの総合支援局又は庁」(仮称))を設ける。
  - (注)内閣府にある青少年育成推進本部(内閣府、厚生労働省、警察庁等) に加え、再チャレンジ室(総務省等)、教育再生懇談会担当室(文科省等) の担当者等も合流して関係省庁総ぐるみの体制に再編することも一案。
- (エ) 上記の内閣の一元的組織は、地方自治体のセンターを支援 するとともに、同センター及び自治体の要請に基づき、各省庁に 対し必要な措置要請等を行うことが出来ることとする。

## 子ども・若者に関する現場での具体的問題点 (教育再生会議で提起された委員からの指摘)

- 1. 困難を抱える子ども・若者の立場にたって、その成長を長期的にフォローする 責任機関がない。例えば下記の各機関は、少しずつ関与しているが、すぐに限 界に達し、事態を放置するしかない状況。最終的には、若年ホームレス等へ。
  - (ア) 家庭: 養育力の不足
  - (イ) 学校: 不登校、非行を繰り返す厄介者となり対応に限界
  - (ウ) 少年院: 学力、体力を立ち直らせる教育力はあるが、入り口が狭く(補導を繰り返した後・施設の収容能力に限界)、出院後のアフターケアーがない 少年院の優れた教育力が他機関に共有されていない
  - (エ) 児童自立支援施設: 福祉施設で、教育的視点が乏しく限界がある
- 2. その結果、児童虐待が4万件、義務教育段階の不登校は13万人、ニートは65万人、少年非行は18万件、若年ホームレスは?人、フリーター(ワーキングプアー)は200万人前後等々、膨大な数の困難を抱える子ども・若者が社会からケアーされず放置されており、年々高齢化する一方、次々と再生産されている。
- 3. 一方、国の各省の施策は、ばらばらで統一性がなく、自治体や住民にとってわ かりにくいのではないか
  - (ア) 地方自治体の縦割りセクションに予算が配分され、全体像が不明 (例えば、地域における若者支援行動計画(3月31日の地域にお ける若者支援推進課長等会議の資料別添8)は、フリーター・ニー ト等を対象にした関係府省の施策を予算項目毎にまとめているが、 7つの関係府省の31項目の施策を羅列してある。一元化・効率化 の余地はきわめて大きいのではないか。)
  - (イ) 地域での関係機関の連携・ネットワークの呼びかけは、地域における中核機関が明らかでなく、多くの場合連携の実があがっていないのではないか
  - (ウ) 施策の統一性がなく施策効果が減殺されている例として、例えば定 員充足率は少年院で91%、児童自立支援施設で43%

以上、数字は要確認